



妊娠から出産・子育ての不安解消や経済的負担を軽減するため、**伴走型相談支援（子育てサポート）**と**経済的支援**を一体として行います。

伴走型支援

妊婦・産婦の方を対象に**アンケートと面談**を行います

【面談・アンケート実施のタイミング】

- ①妊娠届出時 ②妊娠8か月頃 ③出生届後

経済的支援

伴走型支援の面談後に給付します

- ▶**出産応援給付金**：妊婦1人に対して5万円給付
- ▶**子育て応援給付金**：子ども1人に対して5万円給付

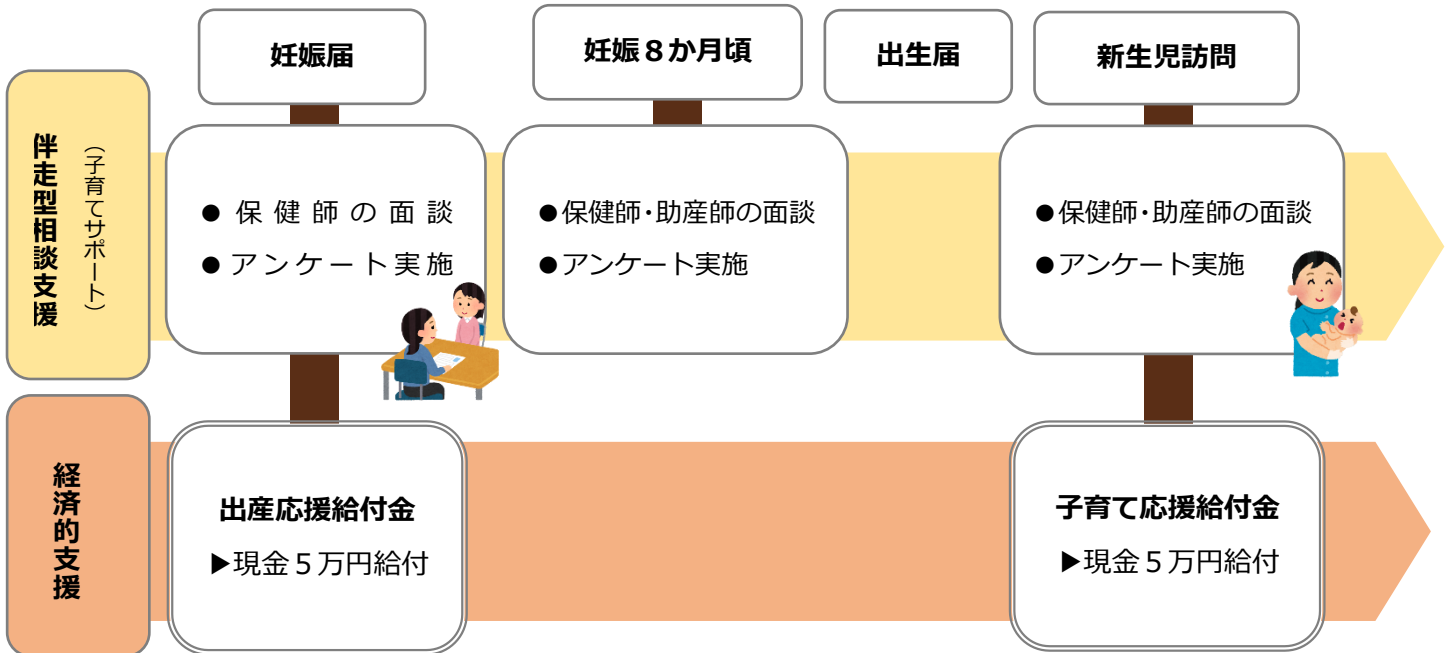
支給対象者

- ▶ 出産応援給付金：令和4年4月以降に妊娠届出を提出した妊婦
- ▶ 子育て応援給付金：令和4年4月以降に出生した子どもの養育者

支給方法

申請後、1か月程度で指定された口座に振り込みします

支援の流れ



経過措置

令和4年4月1日～令和5年3月7日の期間に妊娠届・出産された方は、出産・子育て応援給付金の対象となります。

対象者の方へは個別に案内いたしますので、申請をお願いします。